

令和5年6月定例会

補正予算等特別委員会資料

# 1. 農林業センサス2020における本市の農家が所有する経営耕地総面積と 販売農家・自給的農家の経営耕地面積

観光経済部 農政課

(ha)

項目	面積
本市の農家が所有する経営耕地総面積	1,703
販売農家の経営耕地面積	1,465
自給的農家の経営耕地面積	237

- ・ 販売農家 経営耕地面積が30a以上又は1年間の農産物の販売金額が50万円以上の農家
- ・ 自給的農家 経営耕地面積が30a未満かつ1年間の農産物の販売金額が50万円未満の農家

※端数処理の兼ね合いのため、販売農家の経営耕地面積と自給的農家の経営耕地面積の合計が経営耕地総面積と一致しない。

Jリーグスタジアム基準 [2023年度用]

**凡例**  
 ◎=必ず具備しなければならない条件  
 ○=必ず具備しなければならない条件であるが、「J1クラブライセンス交付規則運用細則」、「J2クラブライセンス交付規則」および「J3クラブライセンス交付規則」規則番号101の例外適用が認められた場合はその限りではない  
 ★★★=具備が必要とされるものの、期限については今後検討を続けていく条件  
 ★=具備することが望まれる条件

必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準		
I スタジアム規模等	1.スタジアム形状	フットボールスタジアムであること 原則としてメインスタンドは西側に配置すること	★★★ ★	★★★ ★	
	2.入場可能数 ※	J1は15,000人以上、J2は10,000人以上(芝生席は観客席とはみなされない) 椅子席で、J1は10,000席以上、J2は8,000席以上の座席があること(ベンチシートは1席あたりの幅を45cm以上とする) J3は原則として5,000人以上(メインスタンドに椅子席があること。なお、芝生席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、観客席とみなすことができる)	○ -	- ○	
		(1)観客席	どの座席からも、ピッチ全体が見渡せること。各スタンドは、異なるセクターに分離できること 大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること 全席個室であること(ACLは5,000席以上の個室で、番号が付けられ、背もたれが必須) すべての座席に番号を分かりやすく付けること(ACLはすべてのチケットに席番号が必須) 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること スタンドから直接ピッチに降りられる避難動線を確保すること 応援の横断幕や広告バナーを掲出できる壁面には、取り付け用のフックをつけること	◎ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★	◎ ★★★ ★ ★ ★
	(2)車椅子席	介助者の椅子を備えること/観戦の際の安全が確保されており、特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること 雨に濡れないこと/ホーム・ビジターに分けて設置すること/大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	◎ ★★★ ★★★	◎ ★★★ ★	
	3.VIP席	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで個室を設置すること 大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること/50席以上設置すること 80席以上設置すること/車椅子のVIP席を設けること	◎ ★★★ ★★★ ★	◎ ★★★ ★	
		(4)マッチコミッショナー席	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること/テレビモニターを設置すること 机付きで4名着席でき、ピッチの音が聞こえること(マッチコミッショナー、補助員、審判アセッサー、副審アセッサー) 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること LAN回線、共聴回線を設置すること	◎ ◎ ★★★ ★	◎ ◎ ★ ★
	5.記者席	メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机と電源を設置すること 机付きで80席以上設置すること(ACLは机付き50席、机なし20席)、大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること 最低でも24席の記者席を設けることができること	◎ ◎ ★★★ ◎	◎ ◎ ★ 2025年6月◎	
		(6)ビジネスシート	ビジネスラウンジを備えたビジネスシートを複数設置すること	★★★	★★★
		(7)スカイボックス	個室のラウンジと観客席を備えたスカイボックスを複数設置すること	★★★	★★★
		(8)センサリールーム	透明の窓越しに試合が観戦できる上階の個室。部屋の中から観戦できること。部屋を暗くして、音を消すことができ、臭いがないクールダウンルームになること。エアコンを備えること	★★★	★★★
	4.屋根	新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、原則として屋根はすべての観客席を覆うこと すべての観客席を覆うこと(観客席の3分の1以上が覆われていること、Jリーグクラブライセンス交付規則 施設基準 B等級)	◎ ★★★	★ ★★★	
	5.雷保護設備	屋根または照明に雷保護設備を備えていること	◎	◎	
	6.照明	ピッチ内のいずれの箇所においても照度1500ルクス以上の明るさを保持し、均一であること	◎	◎	
		ACLは1800ルクス、決勝は2000ルクスが必須 色温度 5000~6200ケルビンであること	★★★ ★	★★★ ★	
	II 競技用設備	(1)寸法	105m×68m	◎	◎
(2)天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝 ※		平坦であること/常緑であること/水はけが良いこと	◎	◎	
(3)フィールド		フィールド(ピッチおよびその周辺部分)には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設定してはならない	◎	◎	
(4)芝の予備エリア		原則としてピッチの外側にそれぞれ5m以上の予備エリアを設けること。タッチラインから1.5m、ゴールラインから2.5mの予備エリアは必ず天然芝もしくはハイブリッド芝で設けること	◎	◎	
		陸上競技兼用の場合は原則としてそれぞれ1.5m以上(したがって、縦長108m以上、横幅71m以上)の予備エリアを天然芝もしくはハイブリッド芝で確保すること	★★★	★★★	
2.ゴール		白色丸形(外径の直径が12cm)で、埋め込み式/ボールを反発する補強材を使用しないこと	◎	◎	
3.ゴールネット		白色以外はJリーグに申請すること ゴールネットはゴールの後方にポールを立て安全な方法で取り付けられること。サブポールは濃い色のものであること。	◎ ◎	◎ ◎	
4.コーナーフラッグ		Jリーグ指定のものであること	◎	◎	
5.コーナーフラッグポスト		Jリーグ指定のものであること	◎	◎	
6.ライン		幅12cmとし、明瞭に引くこと(原則としてペイント方式)	◎	◎	
(1)チームベンチ		14名以上(ACLは21名)着席できること ピッチのタッチラインから5m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから10m以内にかかる位置に設置すること ホームクラブのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置すること チームベンチの前面(ピッチ側)には、テクニカルエリアを設置すること クーリングブレイク時、ベンチ内でスポーツドリンクの飲水が可能であること 安全が確保された屋根を備えていること(観客の視野を妨げるものであってはならない)	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
		(2)第4の審判員ベンチ	ただし、観客席に組み込まれ、スタンドを覆う屋根により雨に濡れない場合はベンチの屋根は不要とする(ACLでは透明の屋根が必須) 屋根を設置する必要があり、観客席の視野を妨げる場合は、屋根は透明であること 机付きで、出入りができるスペースを確保すること AED、担架(2台)、頭部頸部の固定可能な担架(2台、J3は1台)を設置すること 試合中に救急車が待機している場合、頭部、頸部固定可能な担架は救急車車載のもので良い クーリングブレイク時、ベンチ内でスポーツドリンクの飲水が可能であること 安全が確保された屋根を備えていること(観客の視野を妨げるものであってはならない) ただし、観客席に組み込まれ、スタンドを覆う屋根により雨に濡れない場合はベンチの屋根は不要とする(ACLでは透明の屋根が必須) 3名が着席できること 屋根を設置する必要があり、観客席の視野を妨げる場合は、屋根は透明であること	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
8.VAR用レフェリーレビューエリア(RRA)		ピッチ中央付近の外側で選手、観客から見える場所に設けること。RRAの横と前にはマークをつけること(推奨:横1mずつ×前2.5m)。電源があること。	J1所属のみ◎	-	
9.場内放送システム		全てのエリア(観客席、諸室、コンコース、ピッチレベル)で明瞭に聞こえる場内放送システムを備えること チーム更衣室などに一般用の放送が入らないよう切り替えができること	◎ ◎	◎ ◎	
10.スコアボード (大型映像装置)		大型映像装置を設置すること(ACLは必須) 得点を表示できるものを設置すること	○ -	★ ◎	

	必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準		
II 競技用設備	11.時計(45分計)	0~45分間表示できる独立した時計を設置すること(スコアボードでの兼用可) 時計は、前半は0~45分、後半は45分~90分の間作動しなくてはならない 前後半それぞれの通常の競技時間の最後、45分と90分、時計が止められなくてはならない	◎ ★★★	◎ ★★★		
	12.メンバー掲示板	出場メンバーを表示できるもの(スコアボードでの兼用可)	◎	◎		
	13.掲揚ボールまたはボタン	3本以上設置し、VIP席から視認できること 5本以上設置すること	◎ ★★★	◎ ★		
III 諸室・スペース	III 各諸室・スペースにおける共通項目		★	★		
	テーブル、椅子、電源、携帯電話用電波の確保、テレビモニター、高速インターネット環境、共聴回線、時計 該当項目は【共通】で表示					
	1 競技関連	(1)チーム更衣室【共通】	2室 25人以上の更衣設備を備えること(ACLは30人)。また、温水シャワー8基以上、マッサージ台、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボード、エアコンを設置すること(J3は数は問わず、これらが利用できれば良い) 120㎡程度 ピッチまでの距離が等距離であること	◎ ★★★ ★	◎ ★ ★	
			(2)審判更衣室【共通】	4人の更衣設備を備え、7人以上収容可能な部屋。追加副審(AAR)採用の場合、2名追加対応できること 温水シャワー、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボード、冷蔵庫、エアコンを設置すること(ACLは温水シャワー2基が必須) チーム更衣室から離して設置すること	◎ ★★★	◎ ★
		(3)室内ウォームアップエリア	チーム用	両チームが同時にかつ別個に使用できること 人工芝であること	◎ ★	◎ ★
			審判用	審判が専用にウォームアップできるスペースを確保すること	★	★
		(4)マッチ・コーディネーション・ミーティング室【共通】	13人以上収容可能な部屋。追加副審(AAR)採用の場合、2名追加対応ができること チーム更衣室、審判更衣室の近くにあること/エアコンを設置すること 応接セット、テレビモニター、録画再生装置を設置すること	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ★★★	
		(5)ドローイングコントロール室【共通】	選手のプライバシーが守られる場所(観客、メディアが近づくと出て来ない場所)及び可能な限りピッチから移動しやすい場所であること 待合室、検査室(1~2室)、トイレ(1~2室)、温水シャワー(1室)が設備されていること/エアコンを設置すること 検査室は待合室から直接出入りできること 検査室待合室、他の検査対象選手の目に触れることのないような構造であること トイレは検査室から直接出入りできる、もしくは他の検査対象選手の目に触れることなく出入りできること 新たに設置・改修する際には、設計時にJADAへ相談すること	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	
			検査室:作業机と椅子4脚(4脚中1脚は肘かけ・キャスター付き)、冷蔵庫(検体一時保管用)、鏡付き洗面台(検査室内またはトイレ内) トイレ:2名で入っても十分な広さ(例・障がい者用トイレ等)	◎	★★★	
			待合室:(1室:12名以上収容可能) 10名程度が座れる椅子またはソファ、4名の選手が書類作業できる机、冷蔵庫(飲料用)、テレビ、DVD等録画再生装置(椅子は選手が汗をかいたまま座れるもの、テレビは当日の試合状況が確認できること) 温水シャワー-選手が使用中、検査員が濡れることなく扉を開けた状態で選手の監視が可能な構造 トイレの便器横には、検体が置けるような台(トイレリフトペーパーホルダーの上が平坦、または小さな台が設置されていること) 洗面台には、検体が置けるような台が設置されていること/温水シャワーは待合室から直接出入りできる位置に設置すること	◎	★★★ ★★★ ★	
			VARを実施する場合、VAR用カメラ設置スペースを確保すること。カメラスペースは、1台につき4㎡の広さが望ましい (メインスタンド中央部および両外側のペナルティエリアのライン延長線、両ゴール裏中央部においては、中継カメラ設置スペースとの兼用) メインスタンド両ゴールライン延長線に各1台分/前列の観客により視野を妨げられないように設置すること	◎	★	
			高速コピー機、ホワイトボード、エアコンを備えた運営本部室を設置すること	◎	◎	
	2 運営関係	(1)運営本部室 ※【共通】	テレビ、監視カメラモニターを設置すること 100㎡程度 チーム更衣室、審判更衣室への連絡用ブザーを設置すること 場内放送室、大型映像操作室、記録室、第4の審判員ベンチとの有線インカム(ヘッドセット)を設置すること	◎ ★★★ ★★★ ★	◎ ★★★ ★ ★	
			(2)記録室【共通】	ピッチ全体が見渡せることができ、雨に濡れない席であること/LAN回線、テレビモニター、録画再生装置を設置すること 原則、個室であること/4人が原則、横に並んで座れる広さであること/エアコンを備えること	◎ ◎	◎ ★★★
		(3)場内放送室【共通】	エアコンを備えた場内放送室を設置すること 大型映像装置と連携できること	◎ ◎	◎ ★	
			(4)大型映像操作室【共通】	ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること/窓は開閉できるようにすること 3人が横に並んで座り、マイクや書類を置く机および機材を設置できる広さであること ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること 場内放送システムと連携できること/エアコンを備えること 窓は密閉してあること	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ★★★ ★★★ ★ ★
		(5)警察・消防司令室兼控室 ※【共通】	エアコンを備えた警察・消防司令室兼控室を設置すること 観客席全体が見渡せる場所に設置すること 監視カメラモニター、専用トイレを備えること	◎ ★★★ ★	◎ ★★★ ★	
		(6)医務室 ※【共通】	ベッド、冷蔵庫、エアコン、AEDを備えた医務室を設置すること 製氷機、洗面台を設置すること 緊急車両用駐車場に直接アクセスできること 50㎡程度	◎ ◎ ★★★ ★★★	◎ ★★★ ★★★ ★	
			(7)その他	ごみ集積所を設置すること セキュリティスタッフ控室、ボランティアスタッフ控室、ボールパーソン更衣室、エスコートキッズ更衣室、前座試合用チーム更衣室、マスコット・演出関係控室、現金管理室、VIP接遇スタッフ控室等 監視カメラを入場ゲート、観客席、コンコース(売店、トイレ、喫煙スポット前)が見えるように設置すること	◎ ★	◎ ★
		III 諸室・スペース	(1)VIP受付	VIP用の屋根付き専用入口と受付を設置すること VIP用駐車場から直接アクセスでき、メディアのアクセスを規制できること	★★★ ★	★ ★
(2)VIPラウンジ【共通】				VIP席から直接アクセスできること(ACLはラウンジが必須)/VIP専用トイレを設置すること/大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること 車椅子のVIPに備えた施設にすること	★★★ ★	★ ★
(3)ビジネスラウンジ【共通】			ビジネスシートを備えたビジネスラウンジを複数設置すること	★★★	★★★	
(4)スカイボックス【共通】	個室のラウンジと観客席を備えたスカイボックスを複数設置すること		★★★	★★★		
(5)パントリー	VIPラウンジ、ビジネスラウンジ、スカイボックス用のパントリーを設置すること		★★★	★★★		
4 メディア関連	(1)メディア受付		メディア用の屋根付き専用入口と受付を設置すること メディア用駐車場から直接アクセスできること	★★★ ★	★★★ ★	
	(2)記者室【共通】		ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机を備えた記者室を設置すること/公式書類用ラック、冷蔵庫、エアコンを設置すること 80人以上収容可能な部屋/テレビ、録画再生装置を設置すること/大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること 選手、監督等テクニカルスタッフ、VIP、観客と分離した、記者席、記者会見室への動線があること	◎ ★★★ ★★★	◎ ★ ★	
	(3)カメラマン(フォトグラファー、TVクルー)室【共通】		エアコンを備えたカメラマン室を設置すること/ピッチへの容易なアクセス動線が確保できること(記者室との兼用可) 40人以上収容可能。カメラ用ロッカー、冷蔵庫を設置すること/大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	◎ ★★★	◎ ★	

	必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準	
III 諸室・スペース	4 メディア関連	音響設備、マイク(司会用、監督・選手用、通訳用、質疑応答用)、エアコンを備えた記者会見室を設置すること	◎	◎	
		バックパネルを設置できること	◎	◎	
		監督・選手用ステージ台(前部)、テレビカメラ台(後部)を少なくとも一方設置すること	◎	★	
		出入口は、監督・選手用とメディア用を分けて設置すること	★★★	★★★	
		200㎡程度(ACLは70席以上、会見台は机付きで5席以上)／大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	★★★	★	
		チーム更衣室とチーム用駐車場との間で、記者室、カメラマン室、記者会見室よりアクセスしやすい場所に設置すること	◎	◎	
	5 中継関連	(5)ミックスゾーン	バックパネル、柵が設置できること	◎	◎
		(6)フラッシュインタビュースポーション	ピッチとチーム更衣室との間に、3m×3mのスペースを設けること	◎	◎
		(1)実況放送室(テレビ、ラジオ)【共通】	ピッチ全体が見渡せること。また、テレビモニターや書類を置く机および機材を設置できる広さであること	◎	◎
			テレビ中継を行う部屋については原則、4人が横に並んで座れること	◎	◎
			適切な施設がスタジアム内に存在しない場合、実況放送をするためにスペースを割り当てるものとし、 その場合、観客席、記者席等を演し対応する可能性がある	◎	◎
			中継に必要な十分な電源を備えていること	◎	◎
	(2)中継スタッフ控室【共通】	中継を行うスタッフの控室を設置すること／エアコンを備えること	◎	◎	
(3)テレビ中継カメラ設置スペース	複数用意すること	★★★	★		
	メインスタンド中央部に4台分を確保し、TV中継カメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること。1台につき4㎡の広さが望ましい	◎	◎		
	前列の観客により視界を妨げられないように設置すること	◎	◎		
	メインスタンド両外側のペナルティエリアのライン延長線に各2台分(2局×1台×両サイド:計4台)	◎	★★★		
	両ゴール裏中央部に各2台分(2局×1台×両サイド:計4台)	◎	★★★		
	バックスタンドコーナー付近のJリーグが指定する位置に中継カメラ設置スペースを確保すること	◎	★		
	メインスタンド中央部、メインスタンド両外側のペナルティエリアのライン延長線、両ゴール裏中央部にカメラ台を設置すること	★★★	★★★		
(4)テレビニュース関連ENGカメラ設置スペース	メインスタンド中央部に設置し、ENGカメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること。1台につき4㎡の広さが望ましい	◎	◎		
6.看板関連	前列の観客により視界を妨げられないように設置すること	◎	◎		
	10社分を設置すること	◎	★		
	(5)伝送用機材等設置スペース	スタジアムからテレビ局および中継基地へ試合中継映像を伝送するためのアンテナを設置するスペースを確保すること	◎	◎	
	(アンテナ/アンテナ搭載車両/光ファイバー用端末)	◎	◎		
	衛星へ伝送するためのアンテナ搭載車両設置スペースを確保すること	◎	◎		
	(6)光回線の設置	中継映像等を伝送するための光回線を設置すること	◎	◎	
7 その他	(7)ケーブル敷設スペース	中継車とテレビカメラおよび実況放送室間に設置すること／観客や車両にケーブルが踏まれないこと	◎	◎	
		端子盤を備えること	★	★	
	6.看板関連	看板設置により、観客席の視界を妨げないこと／看板設置面が平坦であり、看板類が設置できないほど傾斜を急にしないこと	◎	◎	
	回転式もしくは電光看板操作を行う場所として、雨風がしのげ、ピッチが見渡せる位置に十分な作業スペース(約3㎡)と電源を確保すること	◎	★		
	看板の後方にポールパーソンやカメラマンが行き来できるスペースを確保すること	★★★	★★★		
	ピッチ周辺に看板を乗せた台車が通れる動線を確保すること	★★★	★★★		
	電光看板用の専用電源(特殊)があること	★	★		
IV アクセス関係	1.スタジアムへのアクセス	観客の待機列と交わらず、急な坂道になっていない搬入口が複数あること	★★★	★★★	
		大型トラックや大型トレーラー(長さ16m)が入り出できるだけの幅、高さがあること	★★★	★★★	
		VIP、ビジネスラウンジ、スカイボックス用／記者席、実況放送席	★	★	
	2.駐車場	(2)エレベーター	車椅子席、VIP、ビジネスラウンジ、スカイボックス用	★★★	★
			テレビ中継カメラ用、ハントリー、売店用	★	★
		1.スタジアムへのアクセス	次の条件のいずれかを満たしていること (1) ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス(臨時運行を除く)の停留所、大型駐車場のいずれかに到達可能であること、または近い将来に到達可能となる具体的計画があること (2) 交流人口の多い施設(大型商業施設等)に隣接していること (3) 上記のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること	★★★	★★★
		(1)一般用	公共交通機関が充実していない場所では、入場可能数に見合う台数の駐車場を確保すること	◎	◎
		(2)車椅子用	車椅子用のゲートにアクセスしやすい場所に設置すること	◎	◎
		(3)団体バス用	車椅子用駐車場は、車椅子席と同数設置すること	★★★	★★★
		(4)チーム用	ツアーバスが駐車できるスペースを確保すること	◎	◎
		(5)緊急車両用	1チームあたり、大型バス1台、ワゴン車2台分のスペースをチーム入口付近に確保すること(ACLは大型バス1台、4トラック1台、乗用車1台)	◎	◎
		(6)VIP用	警察、消防、救急車等の緊急車両用の駐車場を確保すること	◎	◎
	3.駐輪場	(7)メディア用	救急車がピッチ内まで入れる動線を確保すること	◎	◎
(8)テレビ中継用		VIP受付にアクセスしやすい場所に設置すること	◎	◎	
		VIP席の数に見合う駐車場を確保すること	★★★	★★★	
		撮影機材などの荷物がメディア用の駐車場を確保すること	◎	◎	
		2局分の中継車、衛星車、電源車、機材車、支援車が駐車できるスペースを確保すること	◎	◎	
4.シャトルバス乗降所	(9)大型トラック用	放送ブースに近接し、ケーブルの敷設に問題ない場所を確保すること	◎	◎	
		電源、端子盤、館内共聴を設置すること	★★★	★★★	
		広告看板などの大型搬入物を設置・撤去する大型トラック用の駐車場を確保すること	◎	◎	
	(10)売店用	スタッフのために十分な駐車スペースを確保すること	◎	◎	
	(11)VAR用	売店用、ケータリング搬入車両は、スタジアム内部の搬入口に近い場所に設置すること	◎	◎	
5.タクシー乗降所	(12)シャトルバス用	夏季は、飲食物用の保冷車の駐車場も考慮すること	◎	★★★	
	(13)その他関係者用	J1はVOR(ビデオ・オペレーション・ルーム)用車両(トラック)の駐車場を確保すること	J1所属のみ◎	-	
		シャトルバスを運行する場合は、シャトルバスのバスプールを設置すること	★★★	★★★	
	その他関係者に必要な駐車場を確保すること	◎	◎		
	観客のための駐輪場を、アクセス環境に臨みて設置すること	◎	◎		
	シャトルバスを運行する場合は、バスの行先別に待機列スペースがある乗降所を設置すること	◎	◎		
	メディア、VIP、関係者が利用できるタクシー乗降所を設置すること	◎	◎		

	必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準
V 観 客 用 設 備	1.入場券売場 【共通】	入場ゲート付近に窓口を設置すること／販売するチケットの席種、料金を掲示できること	◎	◎
		適切な数の窓口を設置すること／入場券購入者のための庇(ひさし)があり、雨に濡れないこと 施設でき、セキュリティが確保されていること	◎ ★	★ ★
	2.入場待機スペース	外周全体は夜間でも安全が確保できる照明を設置すること	◎	◎
		ホーム用、ビジター用に分けて待機列が設けられる十分な広さを確保すること	★★★	★
		待機列が、関係者入口、搬入口と交差しないで設けられるようにすること 雨に濡れないこと、日差しが避けられること	★★★ ★	★ ★
	3.入場ゲート	スタジアム基本原則を定め、それらを観客が読めるように掲示すること。最低でも以下の情報を含まなければならない ①入場する権利、②試合の中止または延期、③禁止事項(自粛事項)、④座席のルール、⑤スタジアムから追放される事由、⑥緊急避難経路	◎	◎
		観戦エリアに応じた入場ゲートを設置すること(ビジターサポーターの分離)	◎	◎
		屋根、電源、照明を設置すること／手荷物検査、ビン、缶を移し替える設備があること	◎	◎
		ワンタッチパスが設置できるスペースがあること 車椅子用の入場ゲートがあり、スロープ等で車椅子席にアクセスできること 手荷物預かり所を設置すること(ベビーカー、ヘルメット等)	◎ ★★★ ★★★	◎ ★★★ ★★★
	4.通路、階段	スタジアム内のすべての出口、ゲートおよび観客席からフィールドへ移動するためのゲートは観客席からみて外側に開くよう設置し、施設装置が取り付けられていること。	◎	◎
		試合の際は緊急時に備えて原則施設はせず、混乱を防止し迅速な避難行動を確保する措置を講じること 観客エリア内のすべての一般用通路、階段、扉およびゲートは、明るい色で塗装すること 観客席からフィールドへ移動するためのゲートも含まれる	◎ ★	◎ ★
		緊急避難用の動線を確保すること	◎	◎
	5.コンコース	十分な広さがあり、適度な明るさが保たれていること／トイレ、飲食売店、グッズ売店、救護室、授乳室が設置されていること	★★★	★★★
		屋根で覆われていること	★★★	★
		必要に応じて公衆電話を設置すること	★	★
	6.案内サイン	できるだけ高い位置に、和英で表記し、夜間でも視認できること	★★★	★★★
		内外の案内看板は、Jリーグで定めた、国際的に理解可能なピクトグラフ(絵文字的言語)で表記すること	★	★
		視覚障がい者のための案内サインを設置すること	★	★
		スタジアムへの動線、スタジアム周辺、そしてスタジアム内には、異なるセクターへ誘導するための、明確な案内サインを設置すること 入場者を誘導するために、スタジアムの壁には案内図を表示すること	★ ★	★ ★
	7.総合案内所 【共通】	観客用ゲートなど、分かりやすい場所に設置すること 運営本部室と連携が取れ、迷子、落し物対応ができること	◎ ◎	◎ ◎
8.救護室 ※【共通】	どの席からもアクセス可能な場所に複数設置し(仮設でも可)、応急セットを備えること(J3は1箇所でも可)	◎	◎	
9.AED	医務室に1台および、救護室もしくは観客エリアに2台以上(J3は1台以上)備えること。(第4の審判員ベンチにも1台備えること)	◎	◎	
10.授乳室【共通】	どの席からも誘導でき、アクセス可能な場所に設置すること	◎	◎	
11.ト イ レ	どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に設置すること	◎	◎	
	(1)トイレ 1,000人の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性用小便器8台を備えること(J1リーグクラブライセンス交付規則 施設基準 B等級)	★★★	★★★	
	洗面台ハンドドライヤー、おむつ換えベッドを設置すること	★★★	★★★	
	(2)バリアフリートイレ 車椅子席の近くに、席数に応じた数を設置すること(FIFA基準は車椅子席15席あたりバリアフリートイレ1室) (3)場外のトイレ 開門前に使用できるトイレが観客用ゲート付近にあること	◎ ★★★	◎ ★★★	
12.飲食売店	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること／売店外装に企業名・ロゴ、メニュー、料金表示できること 温かい飲食物が提供できること／電源、照明が確保されること(スタジアム外周、コンコースを含む) 観客席以外でも飲食が可能なテーブルやカウンターを設けること／待機動線がトイレと近くないよう設置場所に配慮すること	◎ ◎ ◎	◎ ★★★ ★★★	
13.グッズ売店	どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること 電源、照明を設置すること	◎ ◎	◎ ★★★	

※入場可能数：ホームゲーム開催時に使用可能な数を指し、下記(1)、(2)、(3)の合計数とする。

(1) 入場券が発券できる座席の数  
イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない。  
ロ. 常設の飛び降り防止エリアの座席は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む。  
ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない。  
ニ. 立ち見エリアは施設管理者と協議の上入場可能な数とするが、新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、観客席数の立ち見席は1段床あたり1人とし、1席の幅は45cm以上、段床の奥行は80cm以上とする。

(2) 前号以外の座席の数  
イ. 常設のVIP席。  
ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない。

(3) 車椅子席の数  
イ. 車椅子観戦エリアは座席がないが、車椅子1台分につき1席と数える。  
ロ. 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める。

※ハイブリッド芝：ピッチ全体が天然芝と9%以下の人工芝とを合わせたもの

(1) 導入前に、ピッチ外でハイブリッド芝の実証実験を実施すること  
(2) 実証実験の結果をもとに、導入に関して理事会の承認を得ること

※運営本部室：以下の機能を満たし、警察・消防指令室と常に連携できる状態であること

(1) 試合運営を統括できること(記録室、場内放送室、大型映像装置操作室関連を含む)  
(2) 警備員、係員、ボランティアスタッフ等の自主警備による場内外コントロールを統括できること  
(3) チケットコントロールができること  
(4) 交通アクセスのコントロールができること  
(5) 天候等、試合運営に関する情報を集約できること

※警察・消防指令室：以下の機能を満たし、運営本部室と常に連携できる状態であること

(1) 警察・消防による監視司令ができること  
(2) 緊急部隊、緊急車両の発動が指示できること

※医務室：場内外の医事運営を統括でき、救護室と常に連携できる状態であること

※救護室：主として場内の観客を対象とした応急措置ができ、医務室と常に連携できる状態であること

※【共通】：「各諸室・スペースにおける共通項目」適用箇所

※スタジアムの名称については、正式名：漢字全角35文字以内・英字半角35文字以内、略称：漢字全角4文字以内・英字半角15文字以内で定めること

### 3. 新型コロナワクチン接種状況がわかる資料

健康医療部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課

	人口 (R4.1.1現在) (人)	1回目接種		2回目接種		3回目接種		4回目接種		5回目接種		6回目接種	
		接種人数 (人)	接種率 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)	接種人数 (人)	接種率 (%)
0歳～4歳	11,388	232	2.0%	227	2.0%	195	1.7%	—	—	—	—	—	—
5歳～11歳	19,476	1,787	9.2%	1,757	9.0%	698	3.6%	137	0.7%	0	0.0%	—	—
12歳～19歳	24,572	15,199	61.9%	15,083	61.4%	8,474	34.5%	2,737	11.1%	12	0.0%	0	0.0%
20歳～29歳	31,783	26,035	81.9%	25,877	81.4%	17,130	53.9%	5,412	17.0%	672	2.1%	3	0.0%
30歳～39歳	34,762	26,720	76.9%	26,614	76.6%	18,302	52.6%	7,378	21.2%	1,102	3.2%	6	0.0%
40歳～49歳	47,805	37,994	79.5%	37,840	79.2%	28,089	58.8%	13,480	28.2%	2,044	4.3%	11	0.0%
50歳～59歳	50,394	45,760	90.8%	45,652	90.6%	38,854	77.1%	23,281	46.2%	3,524	7.0%	23	0.0%
60歳～64歳	21,262	19,765	93.0%	19,729	92.8%	18,256	85.9%	14,105	66.3%	6,979	32.8%	15	0.1%
65歳以上	111,716	111,270	99.6%	111,063	99.4%	105,657	94.6%	94,995	85.0%	76,706	68.7%	102	0.1%
合計	353,158	284,762	80.6%	283,842	80.4%	235,655	66.7%	161,525	45.7%	91,039	25.8%	160	0.0%

※1回目～6回目接種人数は2023年5月31日時点のVRSにおける接種者数

※3回目～5回目接種人数にはオミクロン株対応ワクチン接種者も含む。

※6回目接種人数はオミクロン株対応ワクチン接種者のみ。

#### 4.生活保護システム改修の対象となる保護基準の変更内容がわかるもの(奈良市2級地の1、現行基準と変更後)

福祉部:保護課

生活保護基準認定表(現行基準)

生活扶助基準(第1類) (居宅)		基準額①	基準額②
年齢別			
0歳 ~ 2歳		¥19,850	¥41,190
3歳 ~ 5歳		¥25,030	¥41,190
6歳 ~ 11歳		¥32,350	¥42,140
12歳 ~ 17歳		¥39,960	¥44,070
18歳 ~ 19歳		¥39,960	¥43,770
20歳 ~ 40歳		¥38,240	¥43,770
41歳 ~ 59歳		¥36,250	¥43,770
60歳 ~ 64歳		¥34,280	¥43,770
65歳 ~ 69歳		¥34,280	¥41,840
70歳 ~ 74歳		¥30,710	¥41,840
75歳 ~		¥30,710	¥37,780

第一類通減率		
人員別	率①	率②
1人	1.0000	1.0000
2人	1.0000	0.8548
3人	1.0000	0.7151
4人	0.9500	0.6010
5人	0.9000	0.5683
6人	0.9000	0.5383
7人	0.9000	0.5087
8人	0.9000	0.4844
9人	0.9000	0.4639
10人以上	0.9000	0.4639

生活扶助基準(第2類) (居宅)		
世帯人員別	基準額①	基準額②
1人	¥41,240	¥27,690
2人	¥45,640	¥40,660
3人	¥50,600	¥45,110
4人	¥52,390	¥47,040
5人	¥52,800	¥47,070
6人	¥53,220	¥53,880
7人	¥53,630	¥56,730
8人	¥54,050	¥59,320
9人	¥54,470	¥61,710
10人以上1人増すごとに加算する額	¥420	¥2,390

経過的加算額(月額)

年齢別	世帯人員別									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳~2歳	¥0	¥0	¥0	¥1,110	¥3,690	¥3,000	¥1,500	¥980	¥890	¥840
3歳~5歳	¥0	¥0	¥0	¥1,920	¥1,770	¥1,330	¥610	¥380	¥110	¥0
6歳~11歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
12歳~17歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
18歳~19歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
20歳~40歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
41歳~59歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
60歳~64歳	¥0	¥0	¥0	¥430	¥280	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
65歳~69歳	¥0	¥0	¥570	¥430	¥280	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
70歳~74歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
75歳以上	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0

●基準生活費の算定

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

生活扶助額計算方法

- (1) 第1類の表に定める基準額②を世帯員ごとに合算した額に第一類通減率の表中率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額…合計額②
- (2) 第1類の表に定める基準額①を世帯員ごとに合算した額に第一類通減率の表中率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額…合計額①
- (3) 合計額①×0.855と合計額②を比較し、いずれか高い方の金額
- (4) (3)で算出された額と経過的加算額を世帯員ごとに合算した額の合計額

生活保護基準認定表(令和5年10月1日基準改定後)

生活扶助基準(第1類) (居宅)		基準額
年齢別		
0歳 ~ 2歳		¥41,460
3歳 ~ 5歳		¥41,460
6歳 ~ 11歳		¥43,200
12歳 ~ 17歳		¥45,820
18歳 ~ 19歳		¥43,640
20歳 ~ 40歳		¥43,640
41歳 ~ 59歳		¥43,640
60歳 ~ 64歳		¥43,640
65歳 ~ 69歳		¥43,200
70歳 ~ 74歳		¥43,200
75歳 ~		¥37,100

第一類通減率	
人員別	率
1人	1.0000
2人	0.8700
3人	0.7500
4人	0.6600
5人	0.5900
6人	0.5800
7人	0.5500
8人	0.5200
9人	0.5000
10人以上	0.5000

生活扶助基準(第2類) (居宅)	
世帯人員別	基準額
1人	¥27,790
2人	¥38,060
3人	¥44,730
4人	¥48,900
5人	¥49,180
6人	¥55,650
7人	¥58,920
8人	¥61,910
9人	¥64,670
10人以上1人増すごとに加算する額	¥2,760

特例加算	1人当たり月額	¥1,000
------	---------	--------

経過的加算額(月額)

年齢別	世帯人員別									
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳~2歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,220	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
3歳~5歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
6歳~11歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥290	¥250
12歳~17歳	¥0	¥0	¥0	¥190	¥1,910	¥1,490	¥2,690	¥3,960	¥4,830	¥4,790
18歳~19歳	¥0	¥0	¥0	¥1,630	¥3,200	¥2,750	¥3,880	¥5,100	¥5,920	¥5,880
20歳~40歳	¥0	¥0	¥0	¥240	¥1,880	¥1,430	¥2,560	¥3,780	¥4,600	¥4,560
41歳~59歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥340	¥0	¥1,030	¥2,240	¥3,070	¥3,030
60歳~64歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥730	¥1,550	¥1,510
65歳~69歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥960	¥1,770	¥1,730
70歳~74歳	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
75歳以上	¥0	¥320	¥0	¥0	¥0	¥0	¥360	¥1,380	¥2,080	¥2,040

●基準生活費の算定

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

生活扶助額計算方法

- (1) 第1類の表に定める基準額を世帯員ごとに合算した額に第一類通減率を乗じた額と第2類の表に定める基準額と特例加算を世帯員数分合算した額の合計額
- (2) (1)で算出された額と経過的加算額を世帯員ごとに合算した額の合計額

※令和5年10月1日基準改定に伴う変更点のみ明記しています。



5. 電動アシスト自転車購入費補助事業が地方創生臨時交付金の推奨メニューのどれに該当するかがわかるもの

総務部 財政課

**電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金**

追加額1兆2,000億円(I及びIIの合計)

**I. 低所得世帯支援枠 (5,000億円)**

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組みあわせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

**II. 推奨事業メニュー (7,000億円)**

**生活者支援**

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援  
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援  
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Iによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援  
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援  
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援  
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援  
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

**事業者支援**

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援  
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援  
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援  
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援  
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

※令和5年3月22日付 内閣府地方創生推進室事務連絡

主な改正の概要

## 奈良市税条例の改正

### 1 個人市民税の改正

(1) 森林環境税の導入に伴う改正（第25条の2、第32条、第34条、第37条、第44条、第44条の2及び第44条の6関係）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び地方税法等の改正を受け、個人住民税均等割と併せて課税されることとなる森林環境税について賦課徴収の方法を規定し、納税通知書に記載すべき納付額に追加する。この改正は令和6年度課税から適用する。

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（第29条の2関係）

地方税法の改正を受け、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、前年の申告内容と異動がない場合にはその旨の記載に代えることを可能とする。この改正は令和7年1月1日以降に支払を受けるべき給与について提出する申告書について適用する。

(3) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（附則第8条関係）

地方税法の改正を受け、市民税の課税の特例の適用期限を3年延長する。この改正は令和7年度課税から適用する。

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（附則第26条）

地方税法の改正を受け、市民税の課税の特例の適用期限を3年延長する。この改正は令和6年度課税から適用する。

### 2 固定資産税の改正

(1) 固定資産税の減額措置（附則第10条の2及び附則第10条の3関係）

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションについて、対象を限定したうえで固定資産税を減額する措置を創設するように地方税法が改正されたことを受け、参酌どおりの1/3とし、その申告について規定する。この改正は令和6年度課税から適用する。

### 3 軽自動車税環境性能割及び軽自動車税種別割の改正

#### (1) 特定小型原動機付自転車に係る税率の規定（第90条関係）

道路交通法及び地方税法等の改正を受け、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。この改正は令和6年度課税から適用する。

#### (2) 賦課徴収の特例（附則第21条及び附則第23条関係）

自動車製作者等の不正行為に起因して納付不足額が発生した場合、徴収する際に加算する割合を見直すように地方税法が改正されたことを受け、35%に引き上げる。この改正は軽自動車税環境性能割については令和6年1月1日以降の取得分について適用し、軽自動車税種別割については令和5年度課税から適用する。

#### (3) グリーン化特例（軽課）の延長（附則第22条関係）

地方税法の改正を受け、燃費性能等の優れた新車の税率を軽減する軽自動車税種別割の特例措置について、適用期限を3年（25%軽減の対象車については2年）延長する。この改正は令和6年度課税から適用する。

### 4 その他、法律改正に伴う引用条項の変更等、所要の規定整理を行う。

各 道 府 県 総 務 部 長  
殿  
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長

総務省自治税務局長  
( 公 印 省 略 )

市（町・村）税条例（例）等の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）は令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、別紙のとおり、市（町・村）税条例（例）の一部を改正する条例（例）、市（町・村）都市計画税条例（例）の一部を改正する条例（例）及び市（町・村）国民健康保険税条例（例）の一部を改正する条例（例）を送付しますので、この旨、貴都道府県内市町村に対しても御連絡願います。

※本条例（例）中『 』でくくられた部分は、場合分けをしている部分です。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 略

○ 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年総税市第16号）

第一章 一般的事項

一 賦課徴収に関する規定の形式

(2) 条例の制定に当たっては、法律が条例の定めるところによることとしている事項及び法律が地方団体に選択的判断を許容している事項のみならず、法律、政令、規則において明確に規定され、各地方団体ごとの選択判断の余地のないものについても、住民の理解のうえで最小限度必要なものにあつては、重複をいとわず総合的に規定することが適当であること。（法3）

市（町・村）税条例（例）の改正概要

条例(例)	対応する法令 (下線はR5改正有)	改正の概要
第34条の9② 【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】 ※R6.1.1施行	令第48条の9の3	○ 森林環境税の導入に伴う改正 ※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）により令第48条の9の3が改正されたことに伴う改正。
第36条の3の2② 【個人の市（町・村）民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】 ※R7.1.1施行	法第317条の3の2②	○ 法規定の新設にあわせて新設 ※ 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化
第36条の3の2③～⑥ 【個人の市（町・村）民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】 ※R7.1.1施行	法第317条の3の2③～⑥	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 項ズレの反映
第38条①③（③については新設） 【個人の市（町・村）民税の徴収の方法等】 ※R6.1.1施行	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条	○ 森林環境税の導入に伴う改正 ※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正等。
第41条 【個人の市（町・村）民税の納税通知書】 ※R6.1.1施行	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条	○ 森林環境税の導入に伴う改正 ※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正等。
第44条①②③⑤⑥ 【給与所得に係る個人の市（町・村）民税の特別徴収】 ※R6.1.1施行	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条	○ 森林環境税の導入に伴う改正 ※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等。
第46条 【給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等】	法第321条の5	○ 施行規則様式の新設に伴う改正
『(OCR処理用納入書を使用する市町村)』		
第46条 【給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等】	法第321条の5	○ 施行規則様式の新設に伴う改正
第47条①② 【給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ】 ※R6.1.1施行	法第321の7②	○ 森林環境税の導入に伴う改正 ※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により法第321条の7第2項が改正されたことに伴う改正等。
第47条の2①② 【公的年金等に係る個人の市（町・村）民税の特別徴収】 ※R6.1.1施行	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条	○ 森林環境税の導入に伴う改正 ※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等。
第47条の6①② 【年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ】 ※R6.1.1施行	法第321の7の10②	○ 森林環境税の導入に伴う改正 ※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により法第321条の7の10第2項が改正されたことに伴う改正等。

第 48 条①⑤ 【法人の市（町・村）民税の 申告納付】	法第 321 条の 8	○ 施行規則様式の新設に伴う改正
第 50 条①② 【法人の市（町・村）民税に 係る不足税額の納付の 手続】	法第 321 条の 12	○ 施行規則様式の新設に伴う改正
第 82 条一 二 【種別割の税率】 ※R5. 7. 1 施行	法 463 条の 15 <u>規則 15 条の 15</u>	○ 規則改正にあわせて改正 ※ ミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を除 外（除外した結果、当該特定小型原付は、条例（例） 第 82 条第 1 号イに該当）
第 98 条①⑤ 【たばこ税の申告納付の 手続】	法第 473 条	○ 施行規則様式の新設に伴う改正
第 101 条① 【たばこ税に係る不足税額 等の納付手続】	法第 481 条	○ 施行規則様式の新設に伴う改正
附則第 8 条① 【肉用牛の売却による事業 所得に係る市（町・村）民税 の課税の特例】	<u>法附則第 6 条④</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 適用期限の延長
附則第 10 条 【読替規定】	法附則第 64 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 令和 3 年度改正における法附則第 64 条を削る改 正規定の施行（令和 5 年 4 月 1 日）
附則第 10 条の 2 【法附則第十五条第二項第 一号等の条例で定める割合】	<u>法附則第 15 条</u> <u>法附則第 15 条の 8</u> <u>法附則第 15 条の 9 の 3</u>	○ 法規定の新設にあわせて新設 ※ 大規模の修繕等が行われたマンションに対する 税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規 定。 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 項ズレの反映
附則第 10 条の 3 ⑫⑬ ⑭ 【新築住宅等に対する固定 資産税の減額の規定の適用 を受けようとする者がすべ き申告】	<u>法附則第 15 条の 9 の 3</u> 法附則第 15 条の 10 法附則第 15 条の 11	○ 法規定の新設にあわせて新設 ※ 大規模の修繕等が行われたマンションに対する 税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告 について規定。 ○ 条例（例）の項ズレによる改正
附則第 10 条の 4 ② 【平成二十八年熊本地震に 係る固定資産税の特例の適 用を受けようとする者がす べき申告等】	<u>法附則第 16 条の 2</u>	○ 法律改正にあわせて改正
附則第 10 条の 5 ② 【平成三十年七月豪雨に係 る固定資産税の特例の適用 を受けようとする者がすべ き申告等】	<u>法附則第 16 条の 3</u>	○ 法律改正にあわせて改正
附則第 10 条の 6 【令和二年七月豪雨に係る 固定資産税の特例の適用を 受けようとする者がすべ き申告等】	<u>法附則第 16 条の 4</u>	○ 法規定の新設にあわせて新設 ※ 令和二年七月豪雨に係る固定資産税の特例の適 用を受けようとする者がすべき申告等について規 定。

『(商業地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の減額措置及び住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の減額措置を実施する市町村)』		
附則第13条の4 【住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の減額】	法附則第21条の2	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 令和4年度分の税額を算定するにあたり、特例措置が適用される土地について、令和5年改正前の法による特例率を乗じることとする改正。
『(商業地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の減額措置及び住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の減額措置を実施する三大都市圏内の特定市)』		
附則第13条の4の2 【住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の減額】	法附則第21条の2	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 令和4年度分の税額を算定するにあたり、特例措置が適用される土地について、令和5年改正前の法による特例率を乗じることとする改正。
附則第15条の2 【軽自動車税の環境性能割の非課税】	法附則第29条の8の2	○ 法律改正にあわせて削除 ※ 臨時的軽減措置に係る規定を削除
附則第15条の2の2④ 【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】 ※R6.1.1 施行	法附則第29条の9⑤	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更
附則第15条の6 【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】	法附則第29条の18③	○ 法律改正にあわせて削除 ※ 臨時的軽減措置に係る規定を削除
附則第16条 【軽自動車税の種別割の税率の特例】	法附則第30条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)について、特例の期限を3年間(25%軽減の対象については2年間)延長 ※ 項ズレの反映
附則第16条の2① 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】	法附則第30条の2①	○ 規定の整備 ※ 附則第16条の改正に伴う規定の整備
附則第16条の2③ 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】 ※R6.1.1 施行	法附則第30条の2③	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更
附則第17条の2①② 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市(町・村)民税の課税の特例】	法附則第34条の2④⑤	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 適用期限の延長
『(指定都市)』		
附則第17条の2①② 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市(町・村)民税の課税の特例】	法附則第34条の2④⑤	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 適用期限の延長
附則第25条 【新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例】	法附則第60条	○ 規定の整備

※施行日の記載がない条文は原則日(公布の日)施行



市（町・村）都市計画税条例（例）の改正概要

条例(例)	対応する法令 (下線は R5 改正有)	改正の概要
附則第 2 項 【法附則第十五条第十四項の条例で定める割合】	<u>法附則第 15 条⑭</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 項ズレの反映
附則第 3 項 【法附則第十五条第三十二項の条例で定める割合】	<u>法附則第 15 条⑳</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 項ズレの反映
附則第 4 項 【法附則第十五条第三十三項の条例で定める割合】	<u>法附則第 15 条㉑</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 項ズレの反映
附則第 5 項 【法附則第十五条第三十八項の条例で定める割合】	<u>法附則第 15 条㉒</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 項ズレの反映
附則第 6 項 【法附則第十五条第四十三項の条例で定める割合】	<u>法附則第 15 条㉓</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 項ズレの反映
附則第 17 項		○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則 15 条第 46 項の新設及び同条における項ズレ等に伴う改正。
『(商業地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の減額措置及び住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の減額措置を実施する市町村)』		
附則第 17 項 【住宅用地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の減額】	<u>法附則第 27 条の 4 の 2</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 令和 4 年度分の税額を算定するにあたり、特例措置が適用される土地について、令和 5 年改正前の法による特例率を乗じることとする改正。
附則第 20 項		○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則 15 条第 46 項の新設及び同条における項ズレ等に伴う改正。
『三大都市圏内の特定市』		
附則第 19 項		○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則 15 条第 46 項の新設及び同条における項ズレ等に伴う改正。
『(商業地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の減額措置及び住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の減額措置を実施する三大都市圏内の特定市)』		
附則第 18 項 【住宅用地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の減額】	<u>法附則第 27 条の 4 の 2</u>	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 令和 4 年度分の税額を算定するにあたり、特例措置が適用される土地について、令和 5 年改正前の法による特例率を乗じることとする改正。
附則第 22 項		○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則 15 条第 46 項の新設及び同条における項ズレ等に伴う改正。

※施行日の記載がない条文は原則日（公布の日）施行

## 8 奈良クラブの2022年度の決算状況

市民部 スポーツ振興課

### 2022年度決算（第5期）、2022年2月1日～2023年1月31日

売上高 215 百万円（前期 169 百万円）

売上原価 230 百万円（前期 186 百万円）

営業利益（損失） ▲21 百万円（前期▲21 百万円）

経常利益（損失） ▲20 百万円（前期▲14 百万円）

当期純損失 ▲20 百万円（前期▲14 百万円）

第5期の売上は、広告収入1億4千5百万円（前期1億1千4百万円、前期比26%増）、入場料収入1千万円（前期5百万円、前期比100%増）、物販収入1千4百万円（前期9百万円、前期比55%増）、その他の収益を加え合計2億1千5百万円（対前期比27%増）となりました。営業損失は2千百万円、経常損失は2千万円、当期純損失は2千万円となりました。

JFLでの戦いであった前期は、JFL優勝、観客動員数平均2000人達成を目標に1年間取り組みました。そのため、強化費の積み増しや招待券配布、PR等を優先し純損失が2千万円（当初予算通り）となったものの、無事J3リーグ参入という目標を達成いたしました。また、増資により債務超過も回避しております。

（引用元：奈良クラブ、奈良クラブホームページ <https://naraclub.jp/archives/52789>）

## 奈良市ホームタウンスポーツ推進パートナー事業

## 「Top Sports City 奈良」実施要項

## (目的)

第1条 この要項は、奈良市をホームタウンとして活躍する各スポーツ競技のトップチームを、「Top Sports City 奈良」のパートナーとして認定し、スポーツの素晴らしさを伝え、奈良市のスポーツの振興・推進に寄与し、青少年の健全育成、地域の活性化、その他社会貢献等を図ることを目的とする。

## (事務局)

第2条 「Top Sports City 奈良」の事務局は、奈良市スポーツ振興課内に設置し、スポーツ産業支援グループが事務を行うものとする。

## (対象)

第3条 パートナーの対象は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 奈良市に拠点（事務所）を持つチームであること。
- (2) プロスポーツチーム、もしくは全国トップリーグや、それに準ずるレベルで活動しているチーム、またはその競技において市内での活動が顕著なチームであること。
- (3) この事業の制度に理解し、目的に賛同したうえで、様々な活動を通じてホームタウンスポーツの活性化に最大限協力するチームであること。

## (認定)

第4条 パートナーの選定、推薦については、スポーツ振興課にて行い、市長が認定するものとし、認定チームには認定証を交付する。

## (任期)

第5条 任期については、認定された日から3年間とする。ただし、再認定は妨げない。

2 市長は次の理由により認定を取り消すことができる。

- (1) チームからパートナー辞退の申し出があったとき。
- (2) パートナーとして、ふさわしくない行為、活動があったとき。
- (3) チームが活動を停止したとき。

## (役割)

第6条 パートナーとなったチームは、ホームゲームの開催、イベント参加やスポーツ教室の開催、学校訪問等を行い、市民との交流機会を通じて、奈良市のスポーツ振興・推進に寄与し、またアウェイゲームの遠征先では奈良市の観光 PR 等、市の広報活動にも貢献するものとする。

(支援)

第7条 奈良市は、広報、施設使用の確保、その他の方法によりパートナーの活動を支援するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、「Top Sports City 奈良」に関し必要な事項は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成26年3月24日から施行する。

ホームスタジアムに関する確認書

奈良市（以下「施設所有者」という）と株式会社奈良クラブ（以下「ライセンス申請者」という）は、ロートフィールド奈良（以下「当スタジアム」という）におけるJ3リーグ（以下「J3」という）公式試合の開催につき、以下のとおりであることを確認いたします。

記

1. 当スタジアムは、ライセンス申請者のホームタウンにあり、日本の国内法令に基づく安全基準を満たしています。
2. 当スタジアムは、Jリーグスタジアム基準に定めるJ3リーグ公式試合実施のための施設の要件を満たしています。
3. 当スタジアムはクラブのホームスタジアムであり、当スタジアムではJリーグ規約第40条第2項の規定である、J3リーグ公式戦のホームゲームの80%以上の実施が可能です。

以上

令和3年 5 月 12 日

施設所有者

奈良市長 仲川 げん

ライセンス申請者

株式会社奈良クラブ  
代表取締役社長 浜田 満



公益社団法人 日本プロサッカーリーグ  
チェアマン 野々村 芳和 様

奈良市長 仲川 げん

### 株式会社 奈良クラブ への支援について

奈良市は、Jリーグの理念に賛同し、「株式会社 奈良クラブ」のJリーグ入会を積極的に支援します。主たる支援内容は、下記のとおりです。

#### 記

#### 1 広報活動の推進

「株式会社 奈良クラブ」を全ての市民に知っていただけるよう、試合開催告知等を広報紙、ホームページ、ツイッターなど、市の広報媒体を使い積極的に情報発信をします。

#### 2 試合会場等の確保

ロートフィールド奈良（奈良市鴻ノ池陸上競技場）をホームグラウンドとし、Jリーグ公式戦ホームゲームの80%以上を当該施設で実施できるよう協力します。

#### 3 ホームタウン活動への支援、並びに市民との交流促進

現在、「株式会社 奈良クラブ」は、奈良市ホームタウンスポーツパートナー事業「Top Sports City 奈良」のパートナーであり、学校巡回教室やファン交流事業など、奈良市と連携し様々な活動を行っております。また、ふるさと納税での奈良クラブに対する支援も行っております。

教育、文化、環境、福祉活動も含め、今後、更なるホームタウンへの貢献活動が行えるよう相互に協力します。

#### 4 その他

上記以外について、「株式会社 奈良クラブ」から協力依頼がある場合、その実現のための検討、協力を行います。

以上



# 奈良PR広告掲出業務に関する契約書

奈良県（以下「甲」という。）、奈良市（以下「乙」という。）及び株式会社奈良クラブ（以下「丙」という。）とは、甲及び乙が指定する広告物の掲出について、次のとおり契約を締結する。

## （総則）

第1条 丙は、この契約書及び別紙仕様書の定めるところに従い、広告物の掲出を行わなければならない。

## （掲出期間）

第2条 広告物の掲出期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## （広告掲出料）

第3条 広告物の掲出にかかる費用は、金1,810,000円とする。

（うち消費税及び地方消費税額 金 164,545円）

甲及び乙の負担額は次のとおり。

甲 金 810,000円（うち消費税及び地方消費税額 金 73,636円）

乙 金 1,000,000円（うち消費税及び地方消費税額 金 90,909円）

## （契約保証金）

第4条 契約保証金は、これを免除する。

## （権利義務の譲渡の禁止等）

第5条 丙は、この契約の締結によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

## （再委託の禁止）

第6条 丙は、業務の全部又は一部の実施を第三者に委任し、又は請け負わせではない。

## （資料の貸与等）

第7条 丙は、甲及び乙から資料等の貸与を受け、又は支給されたときは、遅滞なく甲及び乙に借用書又は受領書を交付しなければならない。

2 丙は、善良な管理者の注意をもって、当該資料等を管理しなければならない。

3 丙は、当該資料等が業務の完了等によって不要になった場合において、当該資料等が貸与を受けたものであるときにあっては甲及び乙に速やかに返却し、当該資料が貸与を受けたものであるときにあっては丙の責任において廃棄しなければならない。

## （調査等）

第8条 甲及び乙は、業務の実施状況について、随時に実地調査し、又は丙に対して必要な報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

## （業務完了報告書の提出）

第9条 丙は、業務を完了したときは、記録写真を添えて、ただちに業務の成果に関する報告書（以下「業務完了報告書」という。）を甲及び乙に提出しなければならない。

- 2 甲及び乙は、業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了確認検査を行わなければならない。
- 3 丙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、甲及び乙の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前項の規定は、この項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、丙の負担とする。

（広告掲出料の支払）

第10条 甲及び乙は、業務完了報告書等の実績が適切であると認めるときは、適正な請求書を受理した日から30日以内に、広告掲出料を丙に支払うものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第11条 業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、丙が負担するものとする。

（契約の解除等）

第12条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 丙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
  - (2) 丙の責めに帰する理由により、契約日時に業務を行う見込みがないことが明らかになったと認めるとき。
  - (3) 丙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が丙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (5) 丙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - (6) 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (7) 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (8) 丙が、この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第3号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (9) 丙が、この契約に係る下請契約等に当たって、第3号から第7号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。
  - (10) 丙が、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲及び乙に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 甲及び乙は、前項の規定により契約を解除したときは、丙に対して広告掲出料を支払わず、若しくは支払った広告掲出料の一部又は全部を返還させることができる。
- 3 第1項の規定により、この契約が解除されたときは、丙は甲及び乙にその損害の賠償を請求することはできない。



(損害賠償金)

第13条 甲及び乙が前条第1項の規定により契約を解除したときには、丙は広告掲出料の10分の1に相当する額を損害賠償金として納付しなければならない。ただし、契約解除により生じた損害額がこの損害賠償金の額を超える場合には、その超過分につき、甲及び乙は丙に賠償請求することができる。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第14条 丙は、業務を遂行する上で知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 丙は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 前2項の義務は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 前3項の規定による義務に丙及び丙が使用する者が違反したときは、丙は、甲及び乙及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、丙の負担とする。

(協議)

第16条 この契約について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）その他奈良県及び奈良市が条例等に定めるもののほか、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

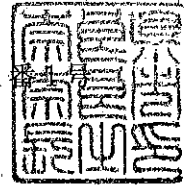
この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年4月1日

甲 奈良市登大路町30番地  
奈良県文化・教育・くらし創造部長 舟木 豊



乙 奈良市二条大路南一丁目1番地  
奈良市長 仲川 元庸



丙 奈良市神殿町667-1 ウズシオパーク1F  
株式会社奈良クラブ  
代表取締役社長 浜田 満



## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

# 奈良PR広告掲出業務 仕様書

【業務名】 奈良PR広告掲出業務

【事業目的】

日本フットボールリーグ（JFL）に参戦するチーム「奈良クラブ」に所属する選手の公式戦用ユニフォームへ「奈良」をPRする広告物を掲出し、奈良県と奈良市のイメージアップを図る。

【業務内容】

JFL公式戦用のユニフォームへ奈良県及び奈良市が指定する広告物（ロゴマーク）を掲出する。

【掲出期間】

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

【広告物仕様】

別紙奈良PRロゴマークを、奈良クラブに所属する選手が公式戦で着用するユニフォームの袖に掲出する。

【業務上の注意事項】

- 1 広告掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去については、奈良クラブの責任において行うこと。なお、掲出期間終了前に広告物の変更及び撤去を行うことは不可とする。
- 2 公契約条例に関する遵守事項  
本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。
  - ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
  - ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
    - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
    - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
    - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
    - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
    - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 この仕様に定めのない事項については、お互いの協議により決定する。

## ユニフォームへの「奈良」掲出について

○ユニフォームの「ホームタウン名、活動地域名」掲出枠を活用しており、「奈良」の文字は東大寺長老の上野道善氏のものである。

※活動地域名 50cm2 以下奈良県と奈良市なので表記は「奈良」



### <2022シーズン>

- ・各年度の契約は4月1日～3月31日となっており、JFLのシーズンの区切りに拠らず、年間を通じて「奈良」のPRを行っているところ。

### 【参考】

#### <2015シーズン>



#### <2016シーズン>



#### <2017シーズン>



#### <2018シーズン>



#### <2019シーズン>

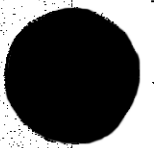
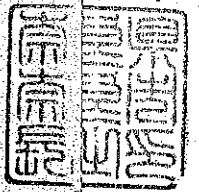


#### <2020シーズン>



#### <2021シーズン>





令和4年1月13日

奈良市長 仲川 げん 様

株式会社奈良クラブ  
代表取締役社長 浜田 満

### ホームスタジアム屋外照明に関するお願い

日頃より奈良クラブの活動に格別なるご理解ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

奈良クラブは、奈良県初となるJリーグクラブを目指し、奈良の地に根差したスポーツ振興、地域活動、健全な人材の育成など、スポーツの力と可能性で活性化を図り、地域の方々に親しまれ、町の誇りとなるクラブづくりに努めて活動しております。

現在、トップチームは日本フットボールリーグ（JFL）に所属し、貴市ホームタウンのご協力のもとロートフィールド奈良（奈良市陸上競技場）をホームスタジアムに、2015年より7年間に渡ってJ3クラブライセンス取得に至っております。

来年以降においては、屋外照明（2024年のシーズン開幕時）がJ3クラブライセンス取得の必須条件となり、現在設置の照明は条件を満たしていないことから、2023シーズンのJ3クラブライセンス取得が厳しい状況となっております。

つきましては、基準を満たした屋外照明の設置が急務であり、平成31年3月4日付 奈活ス第258号を受けて以下、具体的な検討を進めたく、貴市のご支援ご協力のほどお願い申し上げます。

#### 記

1. 2024年リーグ開幕までに必ず具備（J3クラブライセンススタジアム基準の必須要件）  
⇒『スタジアムピッチ内のいずれの箇所においても照度1,500ルクス以上の明るさを保持し、均一であること。』（2024年リーグ開幕までに設置）
2. Jリーグに対して、設置における事業計画の1年間猶予に関する文書依頼  
⇒2022シーズンのJ3クラブライセンス申請時に必要文書

※1. 奈良市及び奈良クラブでのスタジアム推進官民連携協議会の立ち上げた上、2024年シーズンにJリーグ参入条件を満たすため、企業ふるさと納税、クラウドファンディングを利用したPFI手法を具体化するための話合いを進めさせていただきたい。

#### 推進ロードマップ（案）

2022年4月：スタジアム推進官民連携協議会発足

2022年5月：Jリーグに対し、2024年シーズン開幕時、照明設備設置のため、1年間の猶予依頼

2022年11月：企業版ふるさと納税開始、クラウドファンディング開始

2023年12月：工事着工



以上

奈良市長 仲川げん 様

平成 31 年 2 月 13 日  
株式会社奈良クラブ  
代表取締役社長 中川政七

## 奈良市へのホームゲーム等に関わる要望書

表題の件につきまして、ご配慮いただきたく、下記の通りお願い申し上げます。

### ◎ならでんフィールドの屋外照明の設置のお願い

J3 クラブライセンススタジアム基準の必須要件：2022 年 6 月までに必ず具備

⇒『ピッチ内のいづれの箇所においても照度 1,500 ルクス以上の明るさを保持し、均一であること。』

(2022 年開幕までに設置見込み)

### ◎ホームゲーム開催時の競技場前エリアの優先的占有許可 ※別図(1)

多数来場者が競技場周辺にて憩うため、安全な運用に配慮し、ジョギングコースとなっている外周エリアにおいて、占有許可をいただき、催事エリアとして管理、活用していける事が望ましい。現在はテント設置と隣接しており、ジョギング利用者との接触が危惧される。

### ◎ホームゲーム開催時の園内施設駐車場の一部占有利用と有料貸出しの許可

駐車場不足、混雑緩和、渋滞・違法駐車等の駐車場課題に対する対策として、一般者利用向けに開放している中央駐車場、投てき場等の駐車場の一部を、占有利用(有料)の提供、および予約制システムの導入の認可をお願いしたい。

### ◎三条通ショッピングモール タバストリー掲載 ※別図(2)

奈良の玄関口であり、JR 奈良駅から、奈良公園一円との来場者、観光客等のメイン導線となっている通りに、クラブのタバストリーを掲げて、盛り上がりや地域密着感など一体となって応援している意識付けをしていきたい。優先的な掲載の後押しをお願いしたい。

### ◎ならでんフィールドの横断幕常設掲示 ※別図(3)

現在、奈良市役所駐車場前に掲示横断幕と同様の、日頃、奈良電力鴻ノ池パークを利用される方々へ、ホームスタジアムであるならでんフィールドでのホームゲーム開催の周知と来場促進に向けた横断幕の常設の掲示許可を頂きたい。

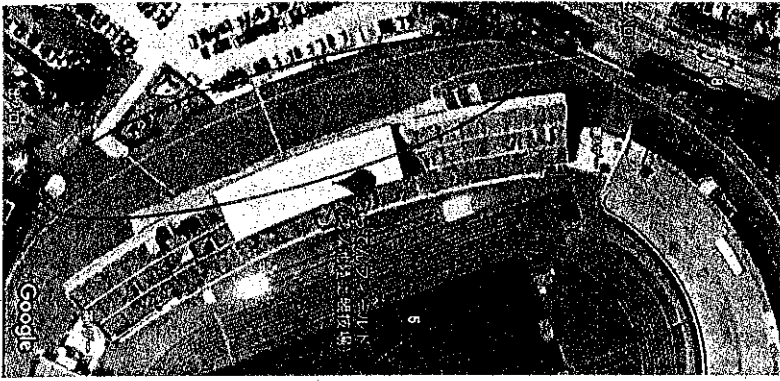
### ◎奈良市ならまちセンターの優先利用

パートナー企業をはじめとする企業者向けに、経営学者の楠木建氏や Jリーグの村井チェアマンなど各業界の著名人を招聘して行う学びの場『N.セミナー』(企業向け講習会)を開催。その主会場として利用したく、施設の優先利用や整備をお願いしたい。

### ◎奈良をきれいにするプロジェクト「DeerGreenN」へのご理解とご協力

清掃プロジェクト「DeerGreen」を発足。スタジアムのゴミ問題に端を発し、清掃活動を主に奈良をきれいで住みやすい町にする環境活動を実施していきます。連携事業や、ゴミ削減、ゴミ箱の設置、ゴミ回収作業、3R の啓発等への事業サポートをお願いしたい。

※別図 (1)



※別図 (2)



※別図 (3)



奈良市役所前の横断幕

**TOP SPORTS CITY 奈良**

JFL

第20回日本フットボールリーグ  
スタジアムで 2018 奈良クラブ ホームゲーム  
応援しよう!

時間	対戦相手	スコア
11:30	FC東京	0-1
13:00	FC東京	0-1
14:30	FC東京	0-1
16:00	FC東京	0-1
17:30	FC東京	0-1
19:00	FC東京	0-1
20:30	FC東京	0-1
22:00	FC東京	0-1
23:30	FC東京	0-1
25:00	FC東京	0-1
26:30	FC東京	0-1
28:00	FC東京	0-1
29:30	FC東京	0-1
31:00	FC東京	0-1
32:30	FC東京	0-1
34:00	FC東京	0-1
35:30	FC東京	0-1
37:00	FC東京	0-1
38:30	FC東京	0-1
40:00	FC東京	0-1
41:30	FC東京	0-1
43:00	FC東京	0-1
44:30	FC東京	0-1
46:00	FC東京	0-1
47:30	FC東京	0-1
49:00	FC東京	0-1
50:30	FC東京	0-1
52:00	FC東京	0-1
53:30	FC東京	0-1
55:00	FC東京	0-1
56:30	FC東京	0-1
58:00	FC東京	0-1
59:30	FC東京	0-1
61:00	FC東京	0-1
62:30	FC東京	0-1
64:00	FC東京	0-1
65:30	FC東京	0-1
67:00	FC東京	0-1
68:30	FC東京	0-1
70:00	FC東京	0-1
71:30	FC東京	0-1
73:00	FC東京	0-1
74:30	FC東京	0-1
76:00	FC東京	0-1
77:30	FC東京	0-1
79:00	FC東京	0-1
80:30	FC東京	0-1
82:00	FC東京	0-1
83:30	FC東京	0-1
85:00	FC東京	0-1
86:30	FC東京	0-1
88:00	FC東京	0-1
89:30	FC東京	0-1
91:00	FC東京	0-1
92:30	FC東京	0-1
94:00	FC東京	0-1
95:30	FC東京	0-1
97:00	FC東京	0-1
98:30	FC東京	0-1
100:00	FC東京	0-1

ALL FOR NARA



1 1 ロートフィールド奈良が J 2 基準を満たすために必要な改修箇所 費用

市民部 スポーツ振興課

(単位：千円)

No.	項目	現状	J2基準 (2023)	整備基準対応内容	工事予算額	備品等予算額
1	記者席	仮設12席 電源も仮設	24席以上必要	VIP席左右の観客席にマッチコミッショナー席と併せて記者席48席整備 (机・椅子及び電源確保)	9,166	960
2	チーム更衣室	男子更衣室6基 女子更衣室5基のシャワー 各部屋23人分のロッカー	各更衣室にシャワー8基設置 及び25人分の更衣設備必須	男女更衣室を改修し、シャワー各8基 (8人が同時に使用) に増設また更衣設備の購入	11,968	1,064
3	記者室 カメラマン室 記者会見室	3室兼用で合計50㎡	十分な広さの確保など	役員室 A に可動式間仕切りを設置し十分な広さ (75㎡) を確保 トレーニングルームにボランティア等控室設置用として移動式パーテーション購入	7,475	1,302
4	入場ゲート	照明及び入場ゲート無し又は 不足	照明等の設置が必須	コンコース (4ヶ所)、バックスタンド (4ヶ所)、ゴール裏スタンド (4ヶ所) の各階段に照明器具設置、入場ゲート用のテントを購入	25,340	1,330
5	救護室(仮設可)	場内に仮設1箇所	2箇所以上設置が必須	仮設用として間仕切り器具を購入し場内に設置	0	304
6	実況放送室	1室のみ (1局対応)	2局対応できる実況放送室が 必須	司令室に防音間仕切り(可動式) を設置し、実況放送室を 2 室確保	7,106	0
7	医務室	頭部、頸部固定可能な 担架 1 台	左記担架 2 台の設置が必須	頭部・頸部固定可能な担架追加購入	0	500
8	トイレ	洋式トイレ17基 和式トイレ15基 小便器20基 (メインスタンド)	和式トイレの洋式化と小便器 2 基追加が必須	メインスタンド和式トイレ (15基) を洋式化 小便器2基追加	44,045	0
9	ドーピングコント ロール室	鏡付き洗面台なし	左記洗面台設置が必須	鏡付き洗面台設置	1,000	0
					106,100	5,460

※上記以外の予算：設計委託料 5,000千円, 手数料 800千円

12 奈良市消防団の各分団が担当する小学校区がわかるもの

消防局 総務課

方面隊名	分団名	小学校区							
中部方面隊	三笠分団	椿井小学校	大宮小学校	大安寺西小学校	佐保川小学校	飛鳥小学校	鼓阪小学校	佐保小学校	都跡小学校
	春日分団	椿井小学校	済美小学校	飛鳥小学校	済美南小学校	鼓阪小学校			
	若草分団	鼓阪小学校	鼓阪北小学校	佐保小学校	佐保川小学校	佐保台小学校	椿井小学校	飛鳥小学校	大宮小学校
		都跡小学校							
	白毫寺分団	飛鳥小学校							
	大安寺分団	大安寺小学校	大安寺西小学校	都跡小学校	辰市小学校				
南部方面隊	東市分団	東市小学校							
	辰市分団	辰市小学校	大安寺小学校	都跡小学校	大安寺西小学校				
	明治分団	明治小学校							
	帯解分団	帯解小学校							
	精華分団	帯解小学校							
西部方面隊	都跡分団	都跡小学校	六条小学校	伏見南小学校	大宮小学校	大安寺小学校	辰市小学校	佐保小学校	
	平城分団	平城小学校	西大寺北小学校	ならやま小学校	鶴舞小学校	東登美ヶ丘小学校	平城西小学校	左京小学校	都跡小学校
		朱雀小学校	佐保台小学校	佐保小学校					
	伏見分団	伏見小学校	あやめ池小学校	鶴舞小学校	西大寺北小学校	伏見南小学校			
	富雄分団	富雄北小学校	富雄南小学校	富雄第三小学校	六条小学校	二名小学校	鳥見小学校	鶴舞小学校	東登美ヶ丘小学校
あやめ池小学校		登美ヶ丘小学校	青和小学校	三碓小学校					
東部方面隊	田原分団	田原小学校							
	柳生分団	柳生小学校							
	大柳生分団	興東小学校							
	東里分団	興東小学校	鼓阪小学校						
	狭川分団	興東小学校							
	月ヶ瀬分団	月ヶ瀬小学校							
	都祁分団	都祁小学校							
本部	広報指導分団	市内全域							

13 奈良クラブが奈良市に支払ったJFL及びJ3リーグ戦にかかる競技場使用料金がわかるもの（過去3年間）

市民部 スポーツ振興課

<リーグ戦>

(単位：円)

令和2年度		
日時	対戦相手	金額
9月5日（土）	ヴェルスパ大分	210,980
9月20日（日）	鈴鹿ポイントゲッターズ	198,460
10月3日（土）	ヴィアティン三重	213,800
10月24日（土）	FCマルヤス岡崎	209,800
11月14日（土）	Honda FC	209,800
11月29日（日）	MIOびわこ滋賀	214,040
合計		1,256,880

令和3年度		
日時	対戦相手	金額
4月3日（土）	ヴェルスパ大分	224,840
5月16日（日）	ヴィアティン三重	221,500
6月19日（土）	ラインメール青森	259,280
8月25日（水）	FCマルヤス岡崎	112,600
9月8日（水）	MIOびわこ滋賀	113,400
9月12日（日）	ホンダロックSC	272,900
10月2日（土）	東京武蔵野ユナイテッドFC	255,640
10月24日（日）	F.C.大阪	256,020
11月7日（日）	松江シティFC	189,240
11月20日（土）	いわきFC	256,020
11月28日（日）	高知ユナイテッドSC	257,220
3月19日（土）	Honda FC	245,880
3月27日（日）	ラインメール青森	220,800
合計		2,885,340

令和4年度		
日時	対戦相手	金額
4月9日（土）	FCマルヤス岡崎	244,880
5月1日（日）	クリアソン新宿	239,900
5月29日（日）	東京武蔵野ユナイテッドFC	218,560
6月26日（日）	ソニー仙台FC	270,660
7月31日（日）	高知ユナイテッドSC	302,980
9月24日（土）	ヴェルスパ大分	226,560
10月23日（日）	鈴鹿ポイントゲッターズ	219,420
11月5日（土）	ヴィアティン三重	239,470
11月13日（日）	FC神楽しまね	204,420
3月5日（日）	松本山雅FC	218,800
3月12日（日）	ヴァンラーレ八戸	218,940
3月26日（日）	Y.S.C.C.横浜	219,640
合計		2,824,230

リーグ戦合計 6,966,450